明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（厚生労働三）　一
○測量法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二）　二
〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三八
特殊法人等
企業年金基金変更、日本弁護士連合会裁決関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五六
会社その他
会社決算公告　六五

省　令

○厚生労働省令第三号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第七条第一号、第十条第四項及び第六項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十六条第二項、第二十八条第一項及び第二項第九号、第二十九条、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第一項、第二項、第三項及び第四項第二号、同法第四十三条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第三十七条、第三十九条第一項及び第二項第二号、第四十八条、第五十条、第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項並びに第五十条の八第三項並びに国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）第四条第二項、第八条及び第二十二条並びに附則第十条第二項、第十八条及び第二十二条の規定に基づき、並びに国立健康危機管理研究機構法を実施するため、国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令を次のように定める。

令和七年一月十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

（子法人）

第一条　国立健康危機管理研究機構法（以下「法」という。）第七条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）が他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等であって、機構と業務を一体的に行っていると認められるものとする。

（監査報告の作成）

第二条　法第十条第四項の規定により厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　機構の子法人（法第七条第一号に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第二十七条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日